

日本IT書紀

078 G H Q

05 淹滞篇
卷之十 焦土

佃均



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳細内容は
<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。

第七十八

G H Q

一

時間が行きつ戻りつする。

またまた計算機や情報処理の話ではない。時代の状況を語るために、あえて紙幅を費やす。

これまで説明もなく、当たり前のように使ってきた「G H Q」についてである。G H Qはどのような組織で何をやっていったのか。

英文の正式名称は「General Head Quarters」、本来の意味は「総司令部」ということになる。

第二次大戦後に日本を占領統治した連合国軍最高司令官総司令部は、正確には「G H Q / S C A P」(General Head Quarters / Supreme Commander for the Allied Powers)と表記された。

その組織は大きく参謀部と幕僚部に分かれ、それぞれに次のような部局があった。

参謀部

- 第1部 (G 1 || 人事担当)
- 第2部 (G 2 || 情報担当)
- 第3部 (G 3 || 作戦担当)
- 第4部 (G 4 || 後方担当)

幕僚部

- 民政局 (G S || 行財政)
- 経済科学局 (E S S || 財閥解体など)
- 民間情報教育局 (C I E S || 教育改革など)
- 天然資源局 (N R S || 農地改革など)

このうち参謀部では諜報・保安・検閲を任務とする第2部が大きな発言権を持ち、幕僚部では非軍事化・民主化政策を担当する民政局に主導権があった。この組織は、かたちの上では連合国で組織する極東委員会の統率下にあった。

一方、占領軍の主体はアメリカ陸軍第八軍であって、マッカーサーはG H Qの総司令官であると同時に、アメリカ第八軍の総司令官でもあった。また連合国軍とはいっても、大半の職員はアメリカの軍人と民間人で構成されていた。

このことは、占領統治組織の運営を円滑に進めるにはG H Q、すなわち戦いに勝った連合国諸国とアメリカ合衆国の意向が一致していることが条件となる。ところが建前上、

GHQは複数の国によつて運営されていたために、一枚岩というわけにはいかなかった。

占領開始直後にソ連のデレビヤンコとマッカーサーが日本の占領統治をめぐつて衝突したのは、その表われの一つである。また天皇制については、ソ連とオーストラリア、中国が、表立つてではないにしても「廃止」が妥当、と考えていた。

さらに日本の占領統治についてヨーロッパの戦勝国は

——北海道をソ連、関東・東海・中部・北陸をアメリカに譲る代わりに、東北、関西、中四国、九州をイギリス、フランス、オランダ、オーストラリアなどに譲渡すべきである。

という相談をまとめていた。

——それはあくまでも占領統治に限定してである。

とヨーロッパ戦勝国は口にしたが、十九世紀以来の植民地支配の思想が継承されていることは明らかだった。これに対してアメリカ合衆国は

——それはポツダム宣言の精神に反する。

として拒否したが、当のアメリカ合衆国にしても、あわよくば日本列島のすべてを合衆国に併呑することを目論んでいた。ハワイに続く五十一番目の州にしようというのである。こうした各国の思惑が水面下でぶつかり、駆け引き

と妥協が行われた偶然によつて、日本は分割統治されることになかった。

あるいは日本政府がポツダム宣言の無条件受諾を正式に発表する一日前、満州における日本の資産分割について中国政府とソ連極東軍が協議を始めていた。ソ連は八月六日に対日宣戦を布告し、極東機械化部隊を満州に雪崩れ込ませて関東軍を撃破し、日本の兵士と非戦闘員を捕虜としてシベリアに送っていた。明らかなポツダム宣言違反であった。

だがイギリス、フランス、オランダ、アメリカなどは——ソ連とコトを起こすのは得策でない。

と判断して口を噤んだ。つまるところ日本の占領統治はつとめて政治的・軍事的色彩を帯びていて、第二次大戦後の国際政治世界におけるパワーバランスの縮図だった。

二

GHQが日本政府に指示・命令する間接統治方式をとつたのは、被占領民である日本国民と占領軍の間に深刻な軋轢が発生することを恐れ、「天皇」を緩衝材として最大限に利用するのがねらいだった。彼らは「日本」というものをよく研究していたし、実際、この方式はうまく行った。

日本政府にとってGHQの命令は絶対的であつて、超法規的な性格を持つものと認識された。それは一九四五年九月二十日付勅令「ポツダム宣言の受諾に伴い発生する命令に関する件」(ポツダム勅令・新憲法施行後「ポツダム政令」)に基づくものだった。勅令という超法規措置が、GHQの超法規的地位を保証したのである。

これに基づいて、一九四六年二月に「極東委員会」が政策決定の最高機関として、四月に「対日理事会」が最高司令官の諮問機関としてそれぞれ設置され、いずれにもイギリスやフランス、オランダなどヨーロッパ主要国の代表が参加していたものの、実質的にアメリカによる統治という性格は変らなかつた。ちなみに戦前、日本ワットソン統計会計機械の社長を務めていたモリス・シユバリエは、対日理事会にベルギー代表として参加していた。

このことは、戦後の占領政治が二重構造で運営されたことを意味している。GHQは日本の政治、経済、法制、民政を所管し、その中には国際赤十字の医療班やヨーロッパから派遣された文化・學術研究チームなどが属していた。マッカーサーが最も頼りにしたのは「法務局」だった。

「法務局」はGHQの組織外にあつて、その長にはGHQ民生局長であるコートニー・ホイットニーが任命されていた。民生局長は日本の軍国主義的な政治と行政の仕組みを

民主的かつ自由主義的なものに改革する仕事を負っていた。それを具体化するには法律を改めなければならない。

——であれば、専門の部局が必要ではないか。

というのがアメリカ合衆国の言い分だった。法律を改める作業を旧大日本帝国議会、軍部関係者、軍部に屈した政党内に任せるとは行かない。超法規的手続きで断行すべきである。とすれば、連合国軍総司令官であるマッカーサーの直屬機関でなければならない。

このごり押しとも思える理屈が通つた。

そもそもコートニー・ホイットニーという人物は、第一次大戦のとき、アメリカ合衆国陸軍の少尉であつたに過ぎない。一九二七年に退役して弁護士資格を取り、アメリカ領となつたフィリピンに移り住んで在アメリカの企業や富豪が現地に出資を行うに当たつて法律事務の委託を受ける事務所を開いていた。

フィリピン政府の軍事顧問として赴任してきたマッカーサーと親交を結び、マッカーサーの資産運用を任された。

日米開戦が不可避と判断した四〇年八月、ホイットニーはマッカーサーの推薦で軍役に復帰したが、そのとき彼に与えられた階級は「准将」という途方もない位だった。彼はすでに四十三歳であつたし、推挙したマッカーサーは陸軍中將にしてアメリカ極東軍司令官の地位にあつた。

——ワシの補佐役が元少尉というのでは、幕僚も現場の指揮官も言うことを聞かんではないか。

退役少尉の襟に、にわかには星が付いた。

以後、ホイットニー准将はまさに准将として仕事をした。

マッカーサーにコレヒドール要塞からの脱出を勧め、オーストラリアのシドニーからフィリピンの抗日ゲリラ組織を支援し、あるいは南西太平洋をカバーする無線通信網を構築した。

加えて彼は法律家でもあった。

八月三十日、マッカーサーとともに神奈川県厚木の滑走路に降り立ったホイットニーはGHQ民生局長に任じられ、東京・日比谷の第一生命ビルに専用の部屋を構え、かつマッカーサー直属の法務局長という重責を担うことになったのである。

三

ポツダム宣言の受諾に当たって日本政府は、次の三項目を条件にした。

- 一、保障占領はできるだけ小範囲にして、しかも小兵力でかつ短期間であること。

- 一、武装解除は日本軍の手によって行うこと。
- 一、戦争犯罪の処置は、占領軍の手によらず、日本側にまかせること。

日本はポツダム宣言を無条件に受諾したので、GHQは無視して構わなかった。ただGHQ——というよりマッカーサーおよび、その意を受けたホイットニー——は、それが日本側の強い要望である以上、なるべく意に沿う形でコトを進めようと考えた。

ところがアメリカの思うに任せない事態が発生した。とくに厄介だったのはソ連だった。

政策的なプライオリティとしてマッカーサーないしアメリカ合衆国が考えたのは、第一に天皇制の継続、第二に戦犯問題だった。しかしイギリスやフランス、ソ連は天皇制の廃止を強く主張して譲ろうとしなかった。加えてアメリカ合衆国政府の内対日強硬派（ないし好軍派）と知日柔軟派（ないし和平派）が対立する構図があった。

対日強硬派は国務次官補のジョージ・アチソンと陸軍情報部長のエルマー・デイビスだった。知日派は国務長官代理のジョセフ・グルー（前駐日大使）と極東通のドウマン国務次官補だった。この両派の上にあつて大統領トルーマンは、そのいずれを採るべきか判断に迷っていた。

やがてトルーマンがタカ派的政策に転換したことで、トルーマン対マッカーサーの対立を生むのだが、この構図はGHQにも現れていた。戦犯問題はアメリカ合衆国政府内の勢力争いと、連合国軍を構成する国々の思惑が入り組み、戦後の国際情勢をにらんだ政治力学のテーマになった。そこでマッカーサーは、戦犯問題を自分の差配から除外することと妥協することにした。むろん、

——自分が外れてもホイットニーがいる。

という計算はあつたであろう。

九月十日までに、GHQは三十九人の戦犯リストを作成していた。

筆頭は東条英機であつた——とされるが、実はそうではなかつた。この時点で戦犯リストの筆頭に挙げられていたのは「天皇」だつたのだ。

ここに鎌田詮一という人物がいた。

陸軍大学校第二十九期卒で四五年三月に編成された本土防衛軍第一総軍参謀副長を務め、少将。ポツダム宣言受諾に伴う占領軍連絡委員会の日本側副委員長として中将の職位にあつた。

日米開戦の八年前、陸軍工兵少佐のときアメリカ軍に研修生として派遣され、フォルトデュボン第一工兵連隊に大隊長として勤務した。そのときフェンシングの大会に出場

して優勝し、「カマダ」の名が知られた。彼を表彰し賞品のピストルを授与した当時の参謀次長が、現在、連合国軍総司令官となつて日本に赴任していた。厚木飛行場でマッカーサーを出迎えたのも鎌田である。

戦犯リストが作成された九月十日以後、天皇がマッカーサーを訪問した二十七日までの間に、GHQの親日派将官が鎌田を呼んで、戦犯リストを見せた。

その将官は彼にカミソリを渡しながら、

「この中に、すでに死亡している者がいたら切り取つて構わない」

と言つた。

そのリストはイギリスヤン連に回覧するために作成された政治的な、別の言い方をすれば欺瞞的なリストだつた。

鎌田はその場で最上位に挙げられている人物の名前を削り、次に続く皇族の名を切り取つた——という逸話が残っている。

その将官が誰であるのか、鎌田は明らかにしていない。ただ、それができたのはマッカーサーにごく近く、かつヨーロッパ諸国ヤン連、中国に戦犯指定の主導権を握られたくないと考えており、日本占領統治の行政・軍事組織の改革に関与していた人物でなければならぬ。

ただし、マッカーサーができたのはそこまでだつた。

戦犯第一号として、東条英機が逮捕されたのは九月十一日だった。

東条には自決する時間があった。陸相・阿南惟幾、第五航空艦隊司令長官・宇垣纏、軍令部次長・大西瀧治郎中將、第一総軍司令官・杉山元などと同じように、死を覚悟したであろう。にもかかわらず自決しなかったのは、

——自分が自決してしまえば、誅が天皇に及ぶ。

と考えたためである、とされる。

だが逮捕に向かったGHQの将官があまりに高圧的であったことと、随行記者団が無作法を働いたことなどから激しい怒りを覚えた彼は、短銃で心臓を撃ち抜いて自決を図った。ただしよほど頑強な心臓であったのか、医師団の懸命の治療で一命を取りとめた。

この事件を境にGHQは戦犯の逮捕を日本人に委ねることになった。

戦犯として逮捕された政治家、軍関係者は、広田弘毅（元首相）、板垣征四郎（元陸相）、賀屋興宣（元蔵相）、岩村通世（元法相）、井野碩哉（元農林相）、鈴木貞一（元国務大臣）、平沼騏一郎（前枢密院議長）、木戸幸一（前内大臣）、東郷茂徳（元外相）、重光葵（前外相）、木村兵太郎（陸軍大将）、ビルマ派遣軍総司令官）、荒木貞夫（陸軍

大将）、松井石根（同）、畑俊六（陸軍元帥）、真崎甚三郎（陸軍大将）、高橋三吉（海軍大将）、武藤章（陸軍中將）など百二十八人に及ぶ。逮捕されて当然の者もいれば、日米開戦の回避に尽力した者もいた。

戦勝国が敗戦国の政治家や将官を裁くのが真の正義であるか、という疑問は、極東国際軍事裁判でインド代表のラダ・ビノード・パール判事が示したにとどまった。東条、広田など七人の戦犯が絞首刑に処せられた四八年十二月以後、この疑問は

「戦争という名の罪において、ルーズベルト、チャーチル、スターリン、蒋介石も同罪ではないか」という国際世論となって表面化した。

そのことを論じるのは本書の目的ではないが、戦地で降伏した日本軍将官に対する私刑ともいえる現地裁判で九百三十七名が絞首刑または銃殺、百三十一名が自決もしくは獄中死をとげている。この事実、パール判事の疑問に端的に答えている。

補注

アメリカ合衆国五十一番目の州 一九四五年九月、宮内庁御用掛の寺崎英成はマッカーサーにあてて「天皇はアメリカが沖繩をはじめとする琉球の地を占領し続けることを希望している」というメッセージを伝えた。沖繩をアメリカに譲ることで本土を独立国家とする交換条件を示していた。

G H Q の日本研究 真珠湾攻撃の前から『菊と刀』を著わしたルース・ベネディクト (Ruth Fulton Benedict / 1887 ~ 1948)、コロンビア大学教授などを起用し、専門チームを設けて日本の歴史、文化、風土、宗教・思想、習慣などを調査した。対日占領政策が比較的うまくいったのは、こうした研究の成果だった。

極東委員会 Far Eastern Commission : F E C : 極東諮問委員会に代わる機関として設置された。本部はワシントンに置かれ、委員会は米・英・中・ソ・仏・印・蘭・加・豪・ニュージーランド・フィリピンの十一か国の代表で構成された。ここで決定された政策は米政府を通じて連合国最高司令官に指令として伝達されることになっていた。

委員会の決定には米・英・中・ソの四か国に拒否権が与えられていたが、緊急を要する問題については米政府に指令を発する権限が与えられていた。ただし、日本の憲政機構、管理制度の根本の変更および日本政府全体の変更については、必ず委員会の事前の決定を必要と定められた。

対日理事会 Allied Council for Japan : A C J : 極東委員会の出先機関として東京に設置された。理事会は日本軍と戦ったヨーロ

ッパ諸国やアジアの代表で構成されたが、米・英・ソ・中の四か国が代表理事国として拒否権を持った。当初は米国代表である連合国最高司令官が議長となったが、実際には G H Q 最高司令官であるマッカーサーを監視しチェックするねらいがあった。国際連合における常任理事国制度がそのまま導入されていた。

ジョージ・アチソン George Atcheson / 1896 ~ 1947。アメリカ・コロラド州デンバーに生まれ、ジャーナリストとして働きながらカリフォルニア大学を出た。一九二〇年、中国・北京のアメリカ大使館通訳見習生となったのがきっかけで外交官として活躍した。四一年に国務省極東局長、四五年九月にマッカーサーの顧問として連合国軍総司令部外交局長を兼ね、四六年五月「共産主義を歓迎せず」の声明を発表したことで知られる。四七年八月、ハワイ沖で航空機事故のため死亡した。

極東国際軍事裁判

ナチス・ドイツや大日本帝国の政治指導者や戦場での残虐な作戦を立案・指揮・遂行した責任者に対して、即時処刑すべきとする意見もあった。報復は次の報復を生むとして、公な手続きに則った裁判を主張したのはアメリカ陸軍長官のヘンリー・スチムソンだったと言われる。

一九四五年六月時点で作成された戦争犯罪者リストには、天皇裕仁を筆頭に陸軍百七十三人、海軍十三人、政治家四十一人、財界人など二十人が挙がっていた。B・C級戦犯を加えると二千五百人を超えていた。

四五年十二月六日に軍事法廷で首席検事を務めることになるジョセフ・キーナン (Joseph Berry Keenan / 1888 ~ 1954) が東京に入り、四六年一月、極東国際軍事裁判所条例 (憲章) が

定められ、被告二十八人が確定した。このとき執行委員会が公表した「平和に対する罪」「人道に対する罪」が戦争犯罪を裁く基準となった。

裁判であるため被告には個別に弁護人が付けられた。弁護団は衆院議員・貴族院議員、明治大学総長などを務めた法学博士の鶴澤總明を団長に、アメリカ人を含め約百三十人(途中交代を含む)だった。

一九四六年(昭和二十一年)五月三日に開廷され一九四八年(昭和二十三年)十一月十二日に閉廷した。法廷が開設されたのは東京・市ヶ谷の旧陸軍士官学校の講堂だった。

判決は次のようだった。

▼死刑…板垣征四郎、木村兵太郎、土肥原賢二、東条英機、武藤章、松井石根、広田弘毅…一九四八年十二月二十三日執行

▼終身刑…梅津美治郎、白鳥敏夫(四九年獄中で死去)／小磯国昭(五〇年獄中で死去)／岡敬純、畑俊六、南次郎(五四年釈放)

／荒木貞夫、大島浩、賀屋興宣、木戸幸一、嶋田繁太郎、鈴木貞一、橋本欣五郎、(五五年釈放)／佐藤了賢(五六年釈放)／平沼騏一郎(五七年釈放)／星野直樹(五八年釈放)

▼懲役二十年…東郷茂徳(五〇年獄中で死去)

▼懲役七年…重光葵(五〇年釈放)

▼判決前に死去…永野修身、松岡洋右

▼訴追免除…大川周明

ラダ・ビノード・パル Radha Binod Pal / 188869-1697。
インドのベンガル州に生まれ、一九〇八年、カルカッタのプレジデンシー大学大学院の数学科を修了した。法学を志したのは一九二〇年からで、四四年にはカルカッタ大学副学長の職にあった。

四六年、極東軍事裁判のインド代表に任命され、四八年十一月、「パル判決」と呼ばれる独自の見解を示した。そこで彼は極東軍事裁判の性格を「事後法的性格が強い」と指摘するとともに、戦争における個人の責任を否定し、かつ「侵略戦争」や「共同謀議」の定義が曖昧なままでの裁判そのものを疑問視した。

他の連合国側判事が無視したアメリカ軍の原爆投下についても、「その命令こそ戦争犯罪である」と指摘したが、大日本帝国軍部が引き起こした戦争そのものを肯定する内容ではなく、従って日本の無罪を主張したわけではなかった。広島原爆ドーム保存工事に基金を寄せるなどの行為を通じ、アメリカ合衆国をはじめとする連合国側にも戦争犯罪があったことを訴えた。

日本IT書紀 078 G H Q

著 者：佃 均

発行者：（特非）オープンソースソフトウェア協会

<http://www.ossaj.org/>

info@ossaj.org

発行日：2023年4月10日

本作品は2004年-2005年ナレイ出版局より刊行された「日本 IT書紀」全5分冊を底本とし、原著者が一部改定を加えたものを複数の電子書籍に再構成して CC-BY-NC-ND ライセンスにより公開します。



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳細な内容は <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。